

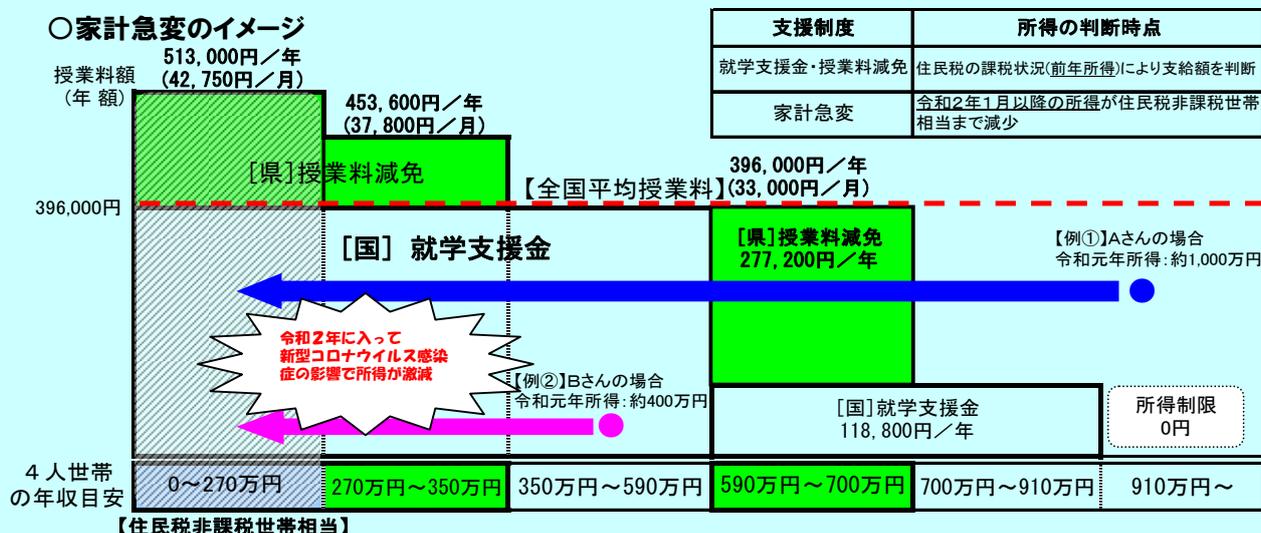
新型コロナウイルス感染症の 感染拡大による家計急変者に対し 授業料等の支援を行います!(令和2年7月改正版)

家計急変者とは

令和2年1月以降において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自己の責めによらない会社等の倒産、失業等又は収入が**住民税非課税世帯相当の所得水準***まで減少したことによって授業料等の学納金を納付することが困難となった方のことをいいます。

*【住民税非課税世帯相当の所得水準】

減収となった申請直近3か月分(例えば7月に申請する場合であれば4、5、6月)の平均収入月額×12か月
2人世帯：年収204万円未満、3人世帯：年収222万円未満、4人世帯：年収272万円未満、5人世帯：年収322万円未満



※国の就学支援金、県の授業料減免の支給(支給予定)により、既に授業料が完全無償化されている方は対象になりません。

対象校種

静岡県内に所在し、就学支援金制度の対象となっている私立の

① 高等学校(全日制・通信制)、② 専修学校(高等課程等)、③ 各種学校(高校生相当)(①~③を略して高等学校等といいます)

支援の対象

- ・ 授業料：各高等学校等の授業料が上限(最大で年額513,000円(国就学支援金及び県授業料減免の支援合計額))
- ・ 授業料以外：授業料以外に徴収される教科書・教材費、学用品費、PTA会費、オンライン学習などにかかる通信費等

支援対象期間

令和2年度の申請のあった月の翌月から令和3年3月まで(令和2年7月末日までに申請した場合は、年額分を支援)

【申請期間】令和2年5月~令和3年2月15日まで

授業料等支援の詳細は、在学する高等学校等へお問合せください。

対象者・支援額

【対象者】

区分	授業料支援		授業料以外の支援	
	県内在住保護者等	県外在住保護者等	県内在住保護者等	県外在住保護者等
静岡県内 所在校	○	△ ^{※1}	○	× ^{※2}

- ※1 保護者等が静岡県外在住の方で、他の都道府県で授業料支援を受けている場合は、静岡県での支援は受けられません。
 ※2 お住まいの都道府県で支援を受けられます。

【支援額】*授業料以外の単価は、令和2年7月に改正しました。

授業料 (*授業料額は、在学する 高等学校等で御確認ください。)	7月末日までの申請	高等学校等の年額授業料額と年額支援額(就学支援金・授業料減免)との差額	
		8月以降の申請	高等学校等の月額授業料額と月額支援額(就学支援金・授業料減免)との差額 × 家計急変支援月数(申請のあった月の翌以降の月数)
授業料 以外	生活保護 (生業扶助)	7月末日までの申請	52,600円
		8月以降の申請	(52,600円 ÷ 12か月) × 支援月数
	全日制等 (第1子)	7月末日までの申請	113,500円
		8月以降の申請	(113,500円 ÷ 12か月) × 支援月数
	全日制等 (第2子以降)	7月末日までの申請	148,000円
		8月以降の申請	(148,000円 ÷ 12か月) × 支援月数
通信制	7月末日までの申請	48,100円	
	8月以降の申請	(48,100円 ÷ 12か月) × 支援月数	

※支援額に端数が生じた場合は、百円未満は切り捨てになります。
※授業料以外の単価には、オンライン学習に係る「通信費」を含みます。
 (ただし、生活保護(生業扶助)世帯は除く)

手続き等

支援を希望する場合は、在学する高等学校等で下記書類を提出してください。

【高等学校等への提出書類】

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 新型コロナウイルス感染症により家計が急変した旨の申立書(様式第2号)
- ③ 家計急変発生事由を証明する根拠資料
 - a 家計急変事由を証明する書類 (例) 雇用保険被保険者離職票、廃業等届出、解雇通知書、破産宣告通知書 等
 - または、b 家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
(例) 急変前の課税証明書等と急変後の収入を証明する書類(申請月を除く申請直近3か月分)
- ④ 生徒の親権者等であることを証明する書類 (戸籍謄本等、一人親世帯の場合は、児童扶養手当受給者証の写し等)
- ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
(例) 扶養誓約書(様式第3号)及び扶養親族分の健康保険証の写し または、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

授業料以外の支援(奨学給付金)を申請する場合は、上記に加えて

- ⑥ 給付金受領に係る委任状(奨学給付金実施要綱様式第6号)
- ⑦ オンライン学習の通信費に係る誓約書(奨学給付金実施要綱様式第8号)
- ⑧ 生活保護(生業扶助)世帯である場合は、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類(奨学給付金(家計急変)実施要綱様式第7号等)

《手続きの流れ》…授業料の支援は、高等学校等が保護者等に減免措置を講じた場合に、県が学校に対して補助を行う制度です。このため、県から保護者等にお金が振込まれることはありません。保護者等と学校との具体的な手続きについては、在学する高等学校等で御確認ください。



※申請者多数の場合は、内容審査で時間を要することがありますので、御了承ください。

【参考】収入(給与)月額の確認方法例

○給与所得者(会社員等)

急変前 (課税証明書等) 市(町)役所等で発行されます	市民税・県民税課税(所得)証明書
急変後 (給与費明細等)	給与明細
	⇒ 総支給金額(申請直近3か月分) ÷ 3 × 12か月 = 年間収入見込

○個人事業者等

急変前 (課税証明書等) 市(町)役所等で発行されます	市民税・県民税課税(所得)証明書
急変後 (税理士等の収入証明等)	【売上げ等を証明できる書類】
	⇒ 収入合計金額(申請直近3か月分) ÷ 3 × 12か月 = 年間収入見込 ※税理士等の証明書等が提出できない場合は、売上げ等の収入がわかる書類を提出してください。